

# 奇怪な議会、議会報告会の怪!! 明石市議会

市民自治あかし ニュースレター 号外 2016/6/18

「支持者に」報告する議員の報告会のそれとは違う。**明石市議会基本条例に規定される議会報告会のこと。**

泉房徳市長は初当選時、市民の声を直接きく懇談会を市内各所でしていた。議員も市長と同様、直接選挙で選ばれる。市長・議員の双方を市民が選ぶのでこれを「二元代表制」という。だから、議員で構成する議会も**市民に議会活動を報告すべきと議会基本条例で義務づけた。**

つまり、4年に1回の選挙ごとではなく、主権者の市民に対しては、随時、議会活動を報告し、市民の声を聞こう、ということだ。



こうした議会の姿勢については、2008年に議会が公式に表した「明石市議会(議員)のあるべき姿」(井藤圭湊 議長)がある。その基本理念は輝かしい。

「明石市議会(議員)のあるべき姿」に基づき、明石市議会基本条例の検討を議員みずから行った。そして、この理念を確かめるべく議会報告会が試行された。その実施状況は次のとおりだった。



井藤圭湊 元議長

明石市議会は、共に市民から選ばれる市長並びに議員からなる市議会という二元代表制のもと、議論を尽くして合意形成を図る合議制の意思決定機関として、多様な民意を市政に反映し、市民の負託に応えるため、市長とは独立、対等の立場で相互に牽制しながら、政策決定及び事務の執行についての監視、評価等を行うとともに自らも政策立案、政策提言を行う。

さらには、積極的に情報公開、市民参加を推進し、市民のための開かれた市議会を目指すとともに、時代の流れに的確に対応できるよう常に議会の活性化に取り組むものとする。

「明石市議会(議員)のあるべき姿」より

- 2012年1月25日(水)夜間 19:00～ 西部文化会館 46名
- 26日(木)夜間 19:00～ 産業交流センター 85名
- 29日(日曜日) 15:00～ 明石商工会議所 114名

3回の開催で市民245名の参加

翌年度も議会報告会が試行された(左/お知らせポスター。右下/写真) 2012年11月に市内東西5会場で、平日の夜間4回、土曜の午後1回を開催し、参加者の合計は219名。これに加えて同年度中にさらに2回(いずれも日曜日)実施され74名の参加があった。**総数293名と前年実績を超えて市民の関心を集めている。**参加者の人数は議会が公式に発表している数字だ。

しかし、2015年度の議会報告会の参加者は合計あわせても88名。5回開催したがすべて市役所に隣接する議会棟で実施している。平日の昼間帯4回、土曜日の午前1回。平日4回は参加者を議会側が「指定し」指定されなかった市民は「傍聴のみ」で発言は許されなかった。唯一、土曜日の開催1回が市民に「開放」された(参加した市民19名)

市民の一人はこう発言した。「議会報告会はありがたい。議会と市民のやりとりができる。今日は、一カ所だけであったが、市内何カ所か参加しやすい場所を**こういう場を作ってほしい**」(公式「議会報告会実施報告書」より)



市民の傍聴につきましては、総務・生活文化常任委員会は受け付けますが、相手方団体との調整により、発言については、ご遠慮いただくこととします。

文教厚生・建設企業常任委員会は、都合により市民の傍聴はできません。

(明石市議会)「平成26年度 議会報告会の開催について」の告知文より

**明石市議会報告会**

ぜひ、ご参加ください。

二見地域	11月10日(土)	14:00~15:30	会場 西部文化会館 大ホール	定員 120名
大久保地域	11月13日(火)	19:00~20:30	会場 産業交流センター 研修室1	定員 120名
魚住地域	11月14日(水)	19:00~20:30	会場 西部市民会館 練習室	定員 80名
明石東部地域	11月15日(木)	19:00~20:30	会場 生涯学習センター 学習室1	定員 100名
西明石地域	11月16日(金)	19:00~20:30	会場 サンライフ明石 体育館	定員 100名

いずれの会場も自由に参加できます。  
※受付は先着順で開始30分前となります。  
※定員を超えた場合は、入場をお断りさせていただきますのでご了承ください。

＜主なプログラム＞  
● 議員定数、報酬について (中間報告)  
● 議会報告 一日一議員が日替わりで報告します。  
11/10(土) 建設企業常任委員会 「中心市街地活性化の取り組み」  
11/13(火) 文教厚生常任委員会 「あかし教育財団」  
11/14(水) 総務常任委員会 「市政における弁護士活用の活用」  
11/15(木) 総務常任委員会 「市政における弁護士の活用」  
11/16(金) 生活文化常任委員会 「メガソーラーの設置」  
● 質問・提言・意見交換

お問い合わせ ● 明石市議会 TEL.078-911-2600 (事務局)

明石市議会基本条例は  
2014年4月1日に施行された

奇っ怪なのは、2014年8月30日と同年11月7日の議会報告会は「関係者のみ」が招集され、**市民には「非公開」と公式記録にある(右枠)** 上述の「明石市議会(議員)のあるべき姿」を再度みてほしい。「市民のための開かれた市議会を目指す」と明らかに矛盾している。「非公開」の理由が何であれ、**議会報告会と称するものを市民に開示しないのであれば、議会報告会ではない。**

## 請願審査の傍聴をお願いします



辰巳浩司委員長  
(議会運営委員会)

請願は、  
6月28日(火)午前10時から議会運営委員会で審査されます。市役所に隣接する議会棟。市民の傍聴ができます。

市民自治あかしは、  
—— **議会基本条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換できる会合として実施してください。**——と、6月9日、請願を市議会に提出しました。議員がどのような意見を言い、議会がどのような判断をくださのか、市民みなさまの関心をお寄せいただきたく存じます。



深山昌明 議長

※ 請願の全文は裏面にあります

本会議の採決は、6月30日(木) 午後3時から。委員会、本会議とも、ぜひ傍聴をお願いします。

# 「議会報告会」の充実した開催を求める請願書

2016年6月9日

明石市議会  
議長 深山昌明様

請願者 政策提言市民団体 市民自治あかし

## 請願の趣旨

明石市議会は、議会基本条例で「市民に開かれた議会」を推進するために、市民に対し積極的に「情報を発信し、情報の共有を推進する」とともに、「説明責任を十分に果たさなければならない」(第4条1項)と定めています。また、議会は「市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会の活動に参加できるような方策を講じるものとする」(同条4項)とも規定しています。その手段として「市民と議員が自由に意見および情報を交換する議会報告会を行う」(第6条)と定めています。

市議会は議会基本条例づくりに取り組んでいる 2011年度、2012年度に試行的に議会報告会を開催されました。ところが、基本条例が施行された初年度は常任委員会単位で特定の団体と意見交換を行うことで「議会報告会を実施した」ことに代えられました。特定の団体との懇談会は、条例に定めた議会報告会とは全く異なります。開催すら事前に公表されず、公開もされない、単なる常任委員会の調査活動といえます。

昨年は改選された新しい体制で、条例に基づいた議会報告会が開催されるものと期待しましたが、10、11月に4つの常任委員会がそれぞれ1回、特定団体の関係者に限定し特定のテーマで意見交換を行い、今年2月に「75名」という定員枠を限定したうえで、秋の常任委員会の意見交換会の内容を報告し、12月議会で全員一致否決した住民投票条例について報告しただけに終わりました。市民の発言も短時間で終わり、「市民と議員が自由に意見および情報を交換する」という議会報告会には程遠いものでした。

今年度の計画は、議会活性化推進委員会で協議中ということですが、市民に開かれた議会を担保する要になる議会報告会は、ぜひとも、基本条例に掲げた趣旨に忠実に実施していただきますよう、請願します。

## 請願の項目

1. 議会基本条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換できる会合として実施してください。
2. 議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように、開催場所や時間も工夫してください。

## 請願の理由

議会基本条例では第2条に「議会の活動原則」として「積極的な情報発信および市民参加により、市民に開かれた議会をめざす」「市民の意見を的確に把握し…多様な市民意見を市政に反映させるための運営に努める」ことが謳われています。こうした活動原則に基づき、第4条、第6条の規定が具体的に定められていると解します。

しかし、公表されている議会活性化推進委員会の会議概要によれば、今年2月13日に開催された議会報告会についても、市民の発言時間が短く、常任委員会が行った特定団体との意見交換報告が大半の時間を占めていたにもかかわらず、「参加者、発言者が少ないのが残念だった」「一人の発言が長すぎる場合の対応について司会進行のルールが必要」などの委員発言が記録されています。また「議会からの報告を中心とし、市民個人の意見は議員個人が地元で聞いていくべきではないか」という発言までありました。

こうした議会の対応を見ていると、今後の議会報告会のあり方や運営に不安を覚えます。

いま一度、議会基本条例の趣旨と条文に立ち返り、基本条例を遵守し、市民と議会の関係が良好なものになるよう、あらためてください。

議会基本条例施行以前の試行期には、西部、中部、東部の3地区で3回開かれ、延べ245人の市民が参加(2011年度)しています。また2012年度には2クール、7回にわたって、市内各地で開催され、延べ293人の市民が参加しています。

議会が積極的に、かつ熱心に取り組み、市民の意見にじっくり耳を傾けるところから、議会の活性化が進み、市民の信頼を得ることにつながります。

議会基本条例制定に取り組んだ当時の初心に返り、生き生きとした議会報告会が開催されますよう、お願いします。

以上